

生駒市市民活動団体支援制度登録申請書

平成 24 年 4 月 24 日

生駒市長 山下 真 殿

団体名 生駒市日中友好協会

代表者名 西口 謙一 殿

所在地 生駒市

電話 0743- -

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例第5条の規定による登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 支援対象事業の名称

日中文化交流「春節の集い」

2 支援対象事業の分野

[主たる分野を一つ選択し、○で囲んでください]

- |             |           |          |       |        |
|-------------|-----------|----------|-------|--------|
| 保健・医療・福祉    | 社会教育      | まちづくり    | 観光    | 農山漁村等  |
| 文化・芸術・スポーツ  | 環境の保全     | 災害救援     | 地域安全  | 人権・平和  |
| <b>国際協力</b> | 男女共同参画    | 子どもの健全育成 | 情報化社会 | 科学技術   |
| 経済活動        | 職業能力・雇用機会 | 消費者の保護   | NPO支援 | その他( ) |

3 支援金希望額 (D) 129,500 円

事業に要する経費 (A)	259,500	円
事業に要する経費のうち対象となる経費 (B)	259,500	円
事業によって得られる収入 (C)	130,000	円
支援金希望額 (D) ※「支援金希望額」は、(B)の2分の1以内(上限50万円) 又は「(A)-(C)」のいずれか高くない方	129,500	円

【添付書類】

- (1) 団体概要調書 (様式第2号)
- (2) 規約、会則、定款等その他これらに類するものの写し
- (3) 団体構成員名簿の写し
- (4) 支援対象事業に係る事業計画書 (様式第3号)
- (5) 支援対象事業に係る収支予算書 (様式第4号)
- (6) 書類送付先等届出書
- (7) 団体紹介冊子原稿



様式第 2 号

団体概要調書

団体名	生駒市日中友好協会		
市内事務所の所在地	〒630- 生駒市 専用事務所 ・ 住居と兼用 ・ その他 ( )		
	電話	0743- -	FAX 0743- -
代表者氏名	西口謙一		
設立年月	1996年 10月	主な活動地域	生駒市内と隣接諸市
会報等の発行	有(2回発行)・無	会員数	37名
メールアドレス			
ホームページ			
団体の目的	生駒市における日中両国民の相互理解のための友好交流と両国の平和に貢献すること、会員相互理解の交流をはかることを目的とする		
主な事業内容	淮安市市民と生駒市民の両市への相互訪問 学友会(中国留学生)との親睦・交流 淮安市紹介のイベントの催行 生駒市民への中国文化の紹介		
主な活動の実績	資料(平成23年度活動報告)添付		
市から受けている他の補助金等	<input type="checkbox"/> 有 補助金等の名称 _____ 担当課 _____		
	<input type="checkbox"/> 無		

# 会 則

生 駒 市 日 本 中 国 友 好 協 会

# 生 駒 市 日 本 中 国 友 好 協 会 会 則

## 第 1 章 総 則

### (名称と事務所)

第 1 条 この会は、生駒市日本中国友好協会（略称・生駒日中）と称し、事務所を生駒市に置く

## 第 2 章 目的と事業

### (目的)

第 2 条 この会は、生駒市において日中両国民の相互理解のための友好・交流と、両国の平和に貢献するとともに、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 両国の学術・文化等の紹介をすること。
2. 各分野にわたる日中交流の促進を図ること。
3. 在日中国人との交流を図ること。
4. 中国帰国者との交流を図ること。
5. そのほか目的達成に必要な事業。

## 第 3 章 組織と会員

### (組織)

第 4 条 この会は、会の目的に賛同する者で組織する。

- (1) 生駒市に居住する者。
  - (2) 生駒市に勤務する者。
  - (3) 生駒市で事業を行う者。
  - (4) 会員の推薦により役員会で承認された者。
2. この会は、思想・信条・政党・政派の違いにとらわれず、友好交流を進める。
3. この会は、日本中国の友好を図る諸団体と連携する。

### (会員)

第 5 条 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 会員
  - (2) 協賛会員
2. 会員は、この会の諸活動に参加し、総会に出席して表決し、会報などの情報を受け、会則を守り、会費を納める義務を持つ。

### (退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨を協会に届けなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員が、会費を一年以上にわたって納入しなかったときは、会員の資格を喪失する。

#### 第4章 役員

(役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	若干名
事務局長	1名	会 計	1名
会計監査	1名		

(役員を選出)

第9条 会長、会計監査の選出は、総会で行う。副会長、事務局長、会計は会長が指名し、総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 役員は、この会の日常業務について審議し、必要に応じ事務局へ助言を行う。
- (4) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の執行、事業の企画及び事務局を統括する。
- (5) 会計は、この会の会計を司る。
- (6) 会計監査は、今回の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事と欠員の選出)

第11条 役員の仕事は、2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた時は、総会又は役員会で選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問)

第12条 この会に、名誉会長、顧問をおくことができる。

名誉会長、顧問は総会の推薦により委嘱する。

名誉会長、顧問は、この会の重要事項について、会長及び役員会の諮問に応じ意見を述べるることができる。

#### 第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、この会の最高決議機関で、毎年1回会長が招集する。但し役員会の決議又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に開催する。

1. 事業報告及び会計報告
2. 会計監査報告
3. 新年度の事業計画と予算と会費の額の決定
4. 役員を選出
5. 会則の改廃
6. その他重要な事項

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、出席会員より選出する。

(総会の成立)

第15条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。但し委任状を含む。

(総会の決議)

第16条 総会の議決は、出席下院の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第17条 役員会は、総会に次ぐ決議機関で、総会までの間の重要な課題について審議する。役員会は、必要に応じ原則として年4回以上会長が招集する。

(事務局)

第18条 事務局は、会員の中から会長の指名する者をもって構成する。

2. 事務局長は、必要に応じ、事務局会議を開催し、その結果を会長に報告し、日常業務を行い、諸事業の推進を司る。

## 第6章 会計

(会計)

第19条 この会の経費は、会費、寄付金その他をもって充てる。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(会費の納入)

第21条 会費は年度初めに納入する。

2. 年度途中の入会者は、入会と同時に会費の年額を納入する。
3. 一旦納入した会費は返却しない。

(会費の額)

第22条 会費は基本的に年会費とし、臨時会費を徴収することがある。但し臨時会費については、総会又は役員会の議決を要する。

(会計報告)

第23条 この会の会計決算は、毎年定期総会に報告し、承認を受けなければならない。

## 第7章 会則の改廃

(会則の改廃)

第24条 会則の改廃は、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ改廃できない。

## 第8章 補則

(補則)

第25条 この会則に定めない事項については、役員会の議を経て、別に定めることができる。

- 附則
1. この会則は、1996年(平成8年)10月5日から施行する。
  2. この会則は、1998年(平成10年)10月4日から施行する。
  3. この会則は、2011年(平成23年)3月6日から施行する。

§ § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § § §

- 細則
1. この会の運営・事業資金は、会計担当者が預貯金し、保管する。
  2. 本会の目的に賛同し、入会する者は、所定の申込書により随時に入会できる。
  3. 会費の額は、当面の間次の通りとする。

会員	年	2,000円
協賛会員	年(1口)	3,000円

役員は別途定める
  4. 会報紙【日中友好交流】は年2回以上の発行に努める。
  5. この会の議事録及び関係書類等は、事務局長が整理し保管する。
  6. この会の会計に関する諸帳票、金銭出納などの関係書類は会計が整理し保管する。

支援対象事業に係る事業計画書

団体名	生駒市日中友好協会	
事業の名称	日中文化交流 「春節の集い」	
事業の目的 及び効果	①奈良地域周辺の留学生、中国帰国者等生駒市周辺の中国人の諸活動の紹介による中国文化の伝統と多様性の理解と日中友好交流の推進 ②人対人の交流を通して日中の相互理解	
事業のアピール	日頃交流のある中国留学生、中国帰国者が一同に介して中国各地の伝統芸能、また古楽器の演奏を介して多くの生駒市民に中国の文化を楽しんで貰う。	
主な対象者	生駒市民、中国留学生	
事業実施期間	2月初旬	
交付決定前の 事業着手	<input type="checkbox"/> 有	(その理由)
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
事業実施場所	生駒市中央公民館小ホールまたは辻町アメニティホール	
事業スケジュール	時期 (月)	9月 各団体との連絡会と実行委員会の結成 10月 スケジュールの作成と決定 11月 プログラムの作成と決定 12月 進行状況と役割分担確認、広報活動の開始 1月 リハーサルと関係諸機関との連絡 2月初旬 日中文化交流「春節の集い」開催 2月 評価と反省
実施体制	1. 総括マネジャー 西口謙一 (補佐 野口晴利) 2. プロジェクトマネジャー 川崎 肇 3. 会計 西野知賀子	



## 支援対象事業に係る収支予算書

団体名 生駒市日中友好協会

事業の名称 日中文化交流「春節の集い」

## 1 収入 (単位：円)

項目	金額	説明(積算等)
生駒市支援金	129,500	
事業収入		
自主財源	130,000	会費および特別会費
合計	259,500	

## 2 支出 (単位：円)

項目	金額	説明(積算等)
賃金	10,000	会場設営手伝いへの支払
報償費	50,000	出演者への謝礼
旅費	60,000	出演者交通費
消耗品費	10,000	文房具等
食糧費	17,000	出演者、手伝いへの中国料理等
燃料費	0	
印刷製本費	55,000	チラシ・ポスター、記録者写真等
通信運搬費	2,500	切手代(招待状、チラシ等送付)
保険料	10,000	傷害保険料
委託料	0	
使用料及び賃借料	20,000	会場使用料等
原材料費	25,000	提供する中国料理の食材費
備品費	0	
その他	0	
合計	259,500	

## 【添付書類】

- (1) 支出科目の内訳書
- (2) 備品購入理由書(備品の購入がある場合)

支出項目の内訳書

項目	金額 (円)	内訳
	支援対象経費額 (円)	
賃金	10,000	会場設営手伝い (展示、飾り付け等) 2,000円×5人=10,000円
	10,000	
報償費	50,000	出演者謝礼 (中国故国者 20,000円、 学友会 20,000円。健康太極拳 10,000円)
	50,000	
旅費	60,000	出演者交通費 2,000円×30人= 60,000円
	60,000	
消耗品費	10,000	文房具等
	10,000	
食糧費	17,000	出演者、手伝いの人に 中国料理 500円×30人=1,500円茶 2,000円
	17,000	
燃料費	0	
	0	
印刷製本費	55,000	チラシポスター30,000円コピー費 5,000円 記録写真 10,000活動報告用写真 10,000円
	55,000	
通信運搬費	2,500	招待状、チラシ送付の切手代 2,500円
	2,500	
保険料	10,000	傷害保険料 10,000円
	10,000	
委託料	0	
	0	
使用料及び賃借料	20,000	会場費 20,000円
	20,000	
原材料費	25,000	食材 (参加者への中国料理提供) 25,000円
	25,000	
備品費	0	
	0	
その他	0	
	0	
合計	259,500	
	259,500	